

## 平成26年第2回臨時教育委員会

開催日時 平成26年3月31日（月）午前11時～午前11時47分

開催場所 輪島市文化会館4階401会議室

出席委員	委員長（仮委員長）	小橋明直
	委員長職務代理者	榎木孝則
	委員	沢田悦子
	委員	石本昇藏
	教育長	吉岡邦男

### 事務局説明員

教育部長兼庶務課長	西畑賢一
学校教育課長	春田安子
生涯学習課長	宮下敏茂
文化課長	上加政伸
庶務課主幹兼庶務係長	茶花隆一

### 議事

#### 1、議案の審議

- 議案第14号 輪島市教育委員会委員の選挙について
- 議案第15号 輪島市教育委員会委員長の職務代理者を指定することについて
- 議案第16号 輪島市教育委員会職員職名規則の一部改正について
- 議案第17号 輪島市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- 議案第18号 輪島市教育委員会事務決裁規則の一部改正について
- 議案第19号 輪島市教育委員会教育長に委任する事務等を定める規則の一部改正について

## 会議録

教育部長兼  
庶務課長

おはようございます。

それでは、おそろいになりましたので、ただいまから平成26年第2回輪島市教育委員会臨時会を開会させていただきたいと思えます。

本来でございましたらば、会の進行は委員長のもとで行うということですが、現時点におきまして委員長が不在ということになります。したがって、この後、仮委員長を選出までの間、私のほうで進行をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、現時点での委員長不在、あるいは仮委員長選出についてのご説明を若干させていただきます。

本日は、教育委員4名のうちから、仮委員長及び委員長職務代理者に就任する方をそれぞれ選出していただくこととなります。

この委員長並びに委員長職務代理者の任期でございます。これは、通年1年ということになっておりますが、本来であれば、これまでの小橋委員長、それから榎木委員長職務代理者の方がそれぞれお務めいただくことになるんですが、昨年4月から1年間、31日、きょうまでが任期ということになっておるんですが、教育委員さんとしての任期が、実は昨日30日までということになっておりますので、この時点では、任期満了に伴いまして、それぞれ委員長、それから委員長職務代理者の役職が失効しておるといことに相なりますので、したがって、この時点では不在という取り扱いをさせていただきたいと思えます。

そこで、この不在に伴いまして、新たに委員長を選出するということとなりますので、その間、仮委員長を選出いたしまして、この後の議事を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

そこで、委員長の選出でございますが、委員の中で年長の委員でございます小橋委員様に仮委員長をお願いをしたいと思えますが、いかがでございましょうか。

「はい」との声あり

教育部長兼  
庶務課長            それでは、ここからの議事進行につきましては、仮委員長の委嘱を小橋  
委員さんをお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

仮委員長            それでは、ただいまから平成26年第2回輪島市教育委員会臨時会を仮委  
員長として開催いたします。

まず、本臨時会の会議録署名委員に石本委員を指名します。

石本委員            はい。

仮委員長            それでは、本日の会議に入ります。

それでは、議案第14号 輪島市教育委員会委員の選挙についてを議題と  
します。

事務局から説明をお願いします。

教育部長兼  
庶務課長            それでは、お手元の事件書1ページをお開きいただきたいと思います。  
議案第14号 輪島市教育委員会委員の選挙についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定に基づき  
まして、輪島市教育委員会委員長を選任されるよう求めるものでございま  
す。

提案理由については、先ほど申しました提案理由でございますので、よ  
ろしくお願いいたします。

仮委員長            それでは、今、教育部長さんから説明がございましたので、その法律に  
基づいて、委員長の選出をしたいと思います。

まず、どなたか推薦をいただき、委員長を選出する形式でお願いいたし  
ます。そういう方法でよろしいでしょうか。

「はい」との声あり

仮委員長

それでは、推薦のほうをよろしく申し上げます。

榎木委員。

榎木委員

私は、小橋さんと任期が偶然同じでありまして、4年を終えました。それで、先ほど市長室で2人で辞令をいただきました。その席で、市長さんからご挨拶をいただいたわけではありますが、公立学校と高校との間、その関係、これが大事だ、それから保護者と教育行政も非常に大事、それからスポーツと教育行政、これも大事ということで、非常に市長さんにおかれましては、この教育委員のバランスというものが非常に要るんだというお話をいただきまして、本当にありがたい話だなと思って、お聞きしておりました。

それで、教育委員長の選出につきましては、私はぜひ小橋委員さんに再度お願いをしたいと思っております。その理由は、私は、この任期の4年間をずっと考えました。そして、1つ、何というか、非常に輪島の教育環境といいますか、そういうものが飛躍的に成長したんじゃないかという、そんなふうに思っております。特に、小橋委員長さんを中心にした改革への熱意といいますか、改革のマインドというものが、小橋先生は本当にお強い方だと思っております。今、私が本当に思うのは、この委員長さんの任期4年間を通して見ましても、教員の意識改革という目に見えない、非常に難しい問題、これが非常に進んだということでもあります。学校訪問1つ考えましても、年々、各学校のレベルが非常に上がって、意識が上がっている、これもやはり小橋委員長さんの熱い改革マインドといいますか、そういうものの強さを本当に4年間、感じてまいりました。

それで、今、来年度からまた、委員長さんが種をまいた芽があしたから開くわけでありまして、今、やはり輪島市は大きな問題を来年度は抱えております。統合の問題、土曜授業の問題、それから学力調査の公開、これはまだ、みんな未知数な課題ではありますが、ここまで、そういうものやってきた小橋先生に、ここで本当にやめてもらうわけにはいかないんじや

ないかと私、常々そう思いました。ご老体にもうこれ以上酷使していいのかという、私自身のジレンマも本当にありますが、もう一度、今、やはり委員長さんのおかげでなっているものが、今、石川県の中で輪島というのは非常に大事なスタンスを来年度持っていると思うんです。その全ての部分に対しまして。これがうまくいけば、全県下にも浸透するだろうし。ちよっとうまくいかなければと、また停滞していく。今とても大事な時期でありまして、このことを本当に深く考えると、今、小橋委員長さんをなくして、うまくいかない。

それで、何か今年度は、以前にもまたスタッフが変わらないでやっているとという心強さもあるし、私ども、一生懸命、小橋先生をお支え申し上げますので、本当に大変でございましょうけれども、ぜひ来年度の委員長さんをお引き受け願いたいと私は心からそう思います。よろしくお願いいたします。

仮委員長

今、非常に榎木先生から主観的なご意見が出たわけですが、ほかの委員の皆様から、ぜひ委員長、どなたが輪島の教育にとっていいのかということ、本当に客観的に見られてご意見をいただければありがたいというふうに思います。

どなたか、ございませんでしょうか。

石本委員

榎木先生と同意見です。

仮委員長

はい、どうぞ。

沢田委員

本年度、土曜授業など重要な事項もするという事も決定しましたし、来年度よりそれを開始するという事に当たって、やはり今の委員長さん、このメンバーの皆さん、委員長さんはやはり小橋委員長さんでやっていただいて、継続するほうが一番よいのではないかと思いますので、このままの形で、できれば継続したいと思いますので、小橋委員さんのほうを私も推薦いたします。

仮委員長 石本委員さん、何かご意見ございませんでしょうか。

石本委員 委員長を継続してやっていただければ、一番ありがたいと思っております。

仮委員長 それでは、皆様のご意見をいただいたんですが、私は、教育長を初め、委員の皆様のご支援があったからこそ、この4年間というのを過ごすことができたというふうに本当に思っております。

それで、僕は、市民の1人の方だったと思いますが、門前の学校訪問に行ったときに出会った市民の方だったと思いますが、先生、長い間しておるねと言うので、はい、長い間させていただきましたと言ったら、やはり人心の一新というのは教育にとっても極めて大事だというふうな、市民のお声というのもしきましたので、僕は、この内部で評価していただいたのに心から感謝申し上げますが、市民一般の方というのは、そういう受けとめというのをしているんじゃないかというふうに思っていますので、その辺を僕らは、委員であると同時に市民の、この委員会でそういうふうに言っていただくと同時に、市民の方からもそういう声があるとは限らないので、その辺を再考していただいて、やはり人心の一新もあってもいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

榎木委員 それもよく理解できます。できるんですけども、やはり、僕の経験から行くと、きょう、市長さんが暗に、あんたたちのバランスは絶妙だよというふうにご挨拶をいただきまして、私、何か自分なりで言うのに、こんなことを言うのもおかしいなと思うんですけども、私は、そこを行政のトップが評価していただいているということも非常に大きいことだと思いますので、何か私たちは、委員長、それから職務代理というよりも、委員会のチームとして、1つのバランスといいますか、パワーといいますか、そういうものが発揮できていると、何か自分で言うのもおかしいんですけども、この絶妙のバランスを今壊すほうが、私は大きな弊害があると思

いまして、委員長さんのそういう考えもわかるんですけども、そこはひとつ丸のみしていただいて、ぜひこのバランスの中で、私たちの力が発揮できればと思うので、ぜひ先生、本当にもう一つ、むちを打っていただきたい。それが私の切なる願いでございます。

仮委員長 推薦の言葉をいただいて、ありがたいのですが、そういうので、よろしいですか。

「はい」との声あり

仮委員長 非常に、僕は再任をされても、次の方がやられたほうが絶対にいいという気持ち、それなら、おまえ、ならねばよかったんじゃないかというお考えもあると思うんですけども、それについては、また別の私の考えもあって再任をしていただいたということではありますが、現の皆様がもうしばらくやれということでありますならば、これは委員長をお引き受けさせていただこうかなというふうにも今、思っています。

どうもありがとうございます。

委員長の任期は、26年3月31日から平成27年3月30日までの1年であります。それでは、また今までどおりご支持をよろしくお願いいたします。

委員長 それでは、引き続き議案審議を行います。

改めまして、今回の事件は、議案第14号から議案第19号までの6件であります。

次に、議案第15号 輪島市教育委員会委員長の職務代理者を指定することについてを議題とします。

事務局から説明をお願いいたします。

西畑部長。

教育部長兼 庶務課長 小橋委員さんには、引き続き委員長の職ということでお引き受けいただきまして、ありがとうございます。どうぞ今後ともよろしくお願いいたし

ます。

それでは、続きまして、議案第15号でございます。輪島市教育委員会委員長の職務代理者を指定することについて提案をさせていただきたいと思っております。

法規法令については、先ほどと同様になります。

提案理由につきましては、3月30日をもって任期満了ということに伴いまして、改めて委員長職務代理者の職が失効したため、選任をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

委員長

それでは、先ほどの委員長の選出と同じく、推薦をいただいて、それから職務代理者を決定したいと思います。

それでは、推薦のほうをよろしくお願ひします。

石本委員さん。

石本委員

榎木委員さんにぜひやってほしいと考えています。

委員長

それでは、ほかはございますでしょうか。

私も、司会者ではありますが、本来なら委員長をしていただくのにふさわしい人だと思っているんですが、何か皆様のご支持の中で返事をしてしまいました。そこで、ぜひ榎木委員さんには委員長職務代理者として、委嘱をしていただきたいという気持ちが強くあります。

沢田委員さん、どうでしょうか。

沢田委員

私も同じで、榎木委員さんを推薦します。

先ほど言っておったのと同じでして、このメンバーで引き続き委員長さんを支えていただくには一番、榎木委員さんがベストだと思いますので、よろしくお願ひします。

委員長

それでは、榎木委員さんにぜひ職務代理者を、そして輪島の新しい教育、中学校等の教育改革の推進に頑張ってくださいという意見が非常



に強いので、榎木委員さんに職務代理者になっていただくというのでご異議ございませんね。

「はい」との声あり

委員長            それでは、榎木委員さんを委員長職務代理者と決定したいと思います。  
よろしくをお願いします。

榎木委員            どうもありがとうございました。  
先ほども市長さんの前で辞令をもらったときに、小橋委員さんがやめな  
いのに私がやめるわけにいかんだよというお話をしてまいりました。職務  
代理者という職にかかわらず、もう皆さんで小橋先生を本当に持ち上げて  
いきたいと思う気持ちは、皆さん一緒だと思います。沢田委員さんが先輩  
でございますけれども、先輩委員さん方のご推薦もございましたので、喜  
んで、微力ではございますが、お引き受けしたいと思いますので、どうか  
よろしくお願いいたします。

委員長            それでは、これで委員長、職務代理者の選任を一応終わらして、次に  
議案の審議に移りたいというふうに思います。

議案第16号 輪島市教育委員会職員職名規則の一部改正について、議案  
第17号 輪島市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、議案第18  
号 輪島市教育委員会事務決裁規則の一部改正について及び議案第19号  
輪島市教育委員会教育長に委任する事務等を定める規則の一部改正につ  
いてを一括して議題とします。

教育部長のほうから説明をお願いします。

教育部長兼            改めまして、榎木委員さんには委員長職務代理者ということで、小橋委  
庶務課長            員長並びに沢田委員、石本委員ともども、よろしくお願いいたします。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第16号 輪島市教育委員会職員職名規則の一部改正についてでござ

います。

これにつきましては、さきの28日に開催いたしました定例会におきまして、4月1日付けの事務局職員の人事異動についてご承認をいただきました。これに伴う職名規則の改正が必要となったことから、今回、提案をするものでございます。

3ページの中ほどの表がございしますが、これをごらんください。

あわせて、お手元に事件書の資料というものが別冊で行っておるかと思いますが、これの1ページ目をお開きいただければと思います。

新旧対照表で比較をしてございます。右側が現行、左側が改正案でございます。資料のほうで説明をさせていただきます。

まず、アンダーラインを引いた箇所でございます。

今回の人事異動によりまして、新たに部長職として参事の職名が付加されました。したがって、課長と部長の間に参事職を設ける。

それから、スポーツ推進室が新設されたということで、課参事の後ろに室長を新たに加えた。

それから、補助職員といたしまして、主事補の職を新たに設ける。あわせて、社会教育主事補並びに事務員という職、それから指導サポーターについても、新たに職の設置をするというものでございます。

なお、これまで、技能労務職員という一番下の表の中で、公務員の次に事務員という職名がございましたが、これは現在ございませんので、この部分については削除をするというのが、今回の職名規則の改正ということでございます。

引き続き、次の議案第17号についても説明をさせていただきます。

議案第17号、4ページ目でございます。輪島市教育委員会事務局組織規則の一部改正についてというものでございます。

これにつきましては、先ほども申し上げましたが、事務局組織の一部改正でございまして、輪島市教育委員会事務局組織規則の第2条第1項の表に生涯学習課の項中「スポーツ推進係」を削り、同条第2項の表を次のように改めるということで、生涯学習課に青少年育成センターとスポーツ推進室ということで、室を設けるということでございます。

それから、別表第1の中で、庶務課の項中第32号から第34号までを削り、第35号を第32号とし、36号から38号まで3号を順次繰り上げをする。このことによりまして、35号を39号とし、34号の次に次の4号を加えるというものでございます。

これにつきましても、同じく別冊の資料の2ページ目をお開きいただければと思います。

まず、中ほどの表でございますが、スポーツ推進室を新たに設けることによって、青少年育成センターの次に推進室を設けるというものでございます。

それから、別表第1（第3条関係）でございますが、事務分掌についてでございます。これまで、右の欄でございますが、庶務課のほうでスクールバスに関する事、それから地域住民のいわゆる相乗りバスのスクールバス利用に関する事、それから、児童・生徒の遠距離通学費補助に関する事、それから、幼稚園に関する事という事務が、庶務課で担当いたしておりましたが、これにつきましては、明年4月1日から学校教育課の事務分掌の中に加えるものでございます。したがって、庶務課の部分から削除するということになります。

それから、生涯学習課の事務の中で、ボランティア活動に関するという事務がございましたが、これについては、市のほうでは福祉課がボランティアに関する事務の窓口ということになっておりますので、生涯学習課の事務の分掌からは削除をするということでございます。

それから、次の表でございます。

次のページでございますが、生涯学習課の事務の中で、現在、西保、三井、南志見及び町野地域に設置されている学校施設の目的外施設使用料の徴収に関する事ということ載っておりますが、現在、西保小学校が閉校に伴ってということで、この部分については、この項から削除をさせていただきたいと思っております。本来であれば、これは昨年3月で変更になっていたということで、この部分はおくれましたが、今回削除をするというものでございます。

5ページで、別表第4の所管事項の項の次に、次のように加えるという

ことで、庶務課の事項の中に、今年度から実施をしております教育事務の点検評価員というものをもう一回、向憲龍様にお願いをして評価をしていただきましたが、年度途中であったということでございまして、この部分の委員会及び委員の設置については、なされておりましたので、改めてこの部分は追加をして、庶務課の事務というものの中に、この部分については委員としての名称を加えたいというふうに思っております。

あわせて、学校教育課につきましては、学校評議員という項がこの委員会の中に加わっておらなかったということで、これも新たに追加をしたいと。

それから、文化課所管の中で、旧嘉門家運営委員会というものが以前はあったんですが、休館をしておったということで、この部分については削除をしておりましたが、新たにこの部分についても再度追加をして加えたいというものです。

それから、次に議案第18号でございます。輪島市教育委員会事務決裁規則の一部改正についてということでございます。

これにつきましても、別冊資料の4ページのほうをお開きいただければというふうに思います。

先ほどの職名規則の設置に伴いまして、事務決裁規則の改正が必要になってまいります。

これについても、別表にて説明をさせていただいたほうがわかりやすいかなと思います。現行と改正案というものがございまして、アンダーラインを引いた部分が改正の部分でございます。部長職として、参事職が追加になったということから、部長及び参事ということで、参事職を追加したい、加えたいというものでございます。

それから、(4)のところでございますが、職員の職務専念義務の免除等の欄でございますが、これも同じように部長及び参事ということでございます。

それから、(7)です。職員の国内出張命令に関するところについても同様でございます。

それから、(10)の職員の出張及び研修等の特命に関するところにつ

いても、同じように部長と課長の間に参事の職を追加するというものでございます。

それから、(11)の職員の年次有給休暇、病気休暇、特別休暇取得に関するところについても同様でございます。

それから、ページの一番下の別表第3でございますが、専決事項についてでございますが、先ほどの事務分掌の変更に伴いまして、これまで庶務課長が専決をしておりましたスクールバスの運行管理に関することについては、庶務課からは削除いたしまして、学校教育課長の専決事項に加えるものでございます。

それから、その次の別表第4でございますが、代決者についての改正が必要となるということから、これまで決裁権者が教育長であるものについて、代決者は教育部長でございましたが、その教育部長の代決については、参事職がそれを代決者として加えるというものでございます。以下、課長職についても同様に、課参事が設置されたものについては、その職務を課参事が代決をするということに改正をするというところで提案をさせていただきたいと思っております。

それから、引き続きまして、議案第19号 輪島市教育委員会教育長に委任する事務等を定める規則の一部改正についてということで、一部改正をご提案するものでございます。

輪島市教育委員会に委任する事務を定める規則の一部を次のように改正したいということでございまして、規則の第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。さらに第3条を削り、第4条を第3条とするというものでございます。

これも別冊の6ページでございます。

これまで、この規則の中で、第2号でございますが、就学児童委員会委員、それから社会教育委員会委員、公民館運営審議会委員、スポーツ推進審議会委員、スポーツ推進委員、それから図書館協議会委員、子ども読書活動推進会議委員、文化財保護審議会委員、伝統的建造物群保存地区保存審議会委員及び文化的景観調査検討委員会委員を任命し、または委嘱することということで、この部分につきましては、これまで教育長に委任でき

ない事務ということになっておりましたが、これらの委員を含め他の委員の選任につきましても、委員会において承認をいただくということといたします。これに伴いまして、順次、条項を繰り上げをするということでございます。

あわせて、第3条の中で、教育委員会の権限に属する事務の専決ということで、法第26条第2項各号に掲げる事務及び前条第2号から第8号まで定める事項について、緊急やむを得ない事情が生じた場合、教育長はこれを専決して処理することができる、この場合において、教育長は速やかにその処理内容を教育委員会に報告をし、承認を得なければならないという条項になっております。これにつきましては、削除して繰り上げをするというものでございます。

以上、事務の見直しに伴います一部改正について、ご審議をいただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

委員長

ただいま説明が終わりましたが、議案第16号から第19号までについて、どこからでもよろしいので、質問等がございましたら出してください。

ちょっとわからないので、部長さん、よろしいですか。

例えば、参事さんというのが入りましたよね。そうすると、それは社会教育課にその参事というのができたというふうなのではなしに、それは教育委員会全体にかぶさるものとして参事職というものが加わったという捉え方になっておるんですが、そういう捉え方でよろしいんですか。

教育部長兼  
庶務課長

今回の人事異動に伴いまして、今ほどご審議をいただいております参事職でございますが、先ほどにちょっと戻っていただいて、別冊の1ページ、B4の表でございます。ここに書いてございますが、左側が改正点でございます。部長の次に参事職という職名がございます。これは、以前といたしますか、一昨年まで高野前教育参事が、部長職ということで、教育参事の職を設けておりましたが、それと同様に、今回、空席となっておりました参事職を新たに、生涯学習課長の宮下敏茂が教育委員会教育参事兼生涯学習課長ということで、部長職になるというものに伴いまして、新た

に部長職と課長職の間に参事職を設けるというものでございます。

なお、今回の異動でも課参事というものが、生涯学習課参事と、それから学校教育課参事という職がございます。職名の異動がございますが、これは、課長の下に職責として課参事の職を、これまでもございましたけれども、現行で言いますと、古谷さんが生涯学習課参事という職名がございました。これと同様のものが、今回、棟さんという方、それから番場さんという方、それから新たにスポーツ振興室のほうにも参事という職名が3人、新設をされます。

ですから、参事職は、部長職の参事職と、それから課長の下における課参事という職の2通りがあるということでございます。

委員長

この辺について、よくわからないので質問しました。部長職は、個人に  
ついたのでなくて、この課全体に参事職がついたと。了解しました。

ほか、質問ございませんですか。

それでは、質問がないようですので、原案のとおり承認することにして  
よろしいでしょうか。

「はい」との声あり

委員長

それでは、議案第16号から議案第19号までについては、原案のとおり承  
認いたしました。

以上で、今回の議事がすべて終了しました。

本日の会議はこれをもって閉会いたします。大変ご苦労さまでございま  
した。

これからも引き続きまたよろしくお願いいたします。ご指導、ご鞭撻のほう  
をよろしくお願いいたします。